

関東地方整備局管内の国土交通大臣許可建設業者のみなさまへ

関東地方整備局での建設業許可申請・届出受付窓口について

都道府県経由事務の廃止にともない、令和2年4月1日から国土交通大臣許可業者の申請窓口が変わります。※山梨県内に主たる営業所のある許可業者を除く

建設業許可に係る各種申請書・変更届出書につきましては、関東地方整備局建政部 建設産業第一課まで、直接持参または郵送にて提出してください。

▼持参の場合

さいたま新都心合同庁舎2号館6階 関東地方整備局 建設業申請・届出窓口



◎JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」下車約5分 ※「湘南新宿ライン」は停まりません
◎JR埼京線「北与野駅」下車約7分

▽受付時間

(AM) 9:30 - 11:15 (PM) 13:00 - 16:00

- ◎時間外の受付は致しかねます。また来庁予約につきましても承っておりません。
- ◎受領印をご希望の方は、副本として申請書・届出書のコピーを持参してください。
- ◎入館には免許証等身分を証明する書類が必要となります。
- ◎窓口でご相談は受け付けておりません。

▼郵送の場合 ※別添ラベルを印刷してご利用ください。

〒330-9739
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階
国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 宛

- ◎重要な書類につきましては、一般書留等記録の残る配達方法にて送付してください。
- ◎副本に受領印をご希望の方は、副本（1枚目のコピー）・返信用封筒（切手貼付・返送先・担当部署・担当者記載のもの）を同封してください。なお、返送までには2週間程度を要します。予めご承知ください。

お問い合わせ 国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課
建設業許可担当 ☎048-601-3151 (代)